

第一回風俗行政研究会（平成26年7月15日開催）

ヒアリング団体意見（要旨）

【公益社団法人全日本ダンス協会連合会】

4号規制のうち、ダンス教授については、平成10年に一定の講習受講者について風営法対象外とし、平成24年に更に対象を拡大するなど、既に規制緩和が大幅に進み、ほとんどの場合風営法対象外となっている。

規制改革会議の議論においては、関係者である当連合会の意見聴取は行われず、内容としても3号の論議が中心で、4号改正論の論拠はごく限られ、かついずれも法律改正論拠と考えられないものである。

社交ダンス教授は、先生がダンスのお手本を示し生徒と接触して踊る（「接待」に繋がらう）ので、単に客にダンスを踊らせる営業とは異なり、技術だけでなくモラルが必要で、マナー、法令、自主規制等の講習は重要である。

4号規制撤廃のリスクとして、男女間の享乐的な交渉を求める客を対象とした営業（出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業）が出現し、暴力団の資金源となることなどを懸念。

法律的に問題がなく有効に機能し、廃止に多くの懸念がある4号規制について、問題が発生していない、文化だといった抽象的な理由によって削除することは反対。

現行法による除外制度、自主規制等による健全経営の確保は、習う人にとって安心してもらえる仕組みであり、社交ダンスの品位、品格、文化の発展のためにも堅持すべき。

これまでまじめに法令を尊重してきた関係者が多大な影響を被る4号改正を仮に行うとした場合、当分の間、経過措置が必要。

【公益財団法人日本ボールルームダンス連盟】

ダンスという文言が風営法に書かれていることはダンスの普及活動の助けにはならず、4号営業に係るダンス教室が完全に風営法の規制から外れることを強く要望。

3号営業に係る問題については、業界内での自浄作用がどのくらい有効に働くのかわからず、ダンスという文言を風営法から外すことと同列で考えることは無理。

ダンスが風営法から完全に除外されたとしても、今までどおりの自主規制を実施。

【公益社団法人日本ダンス議会】

ダンスは、音楽、芸術、スポーツ性を備えた優秀なもので、風営法の規制にはなじまず、ダンス教授所を風営法の規制から除外することを要望。

【公益社団法人日本ダンススポーツ連盟】

ダンスに係る風営法の規制撤廃を要望。

アジア大会やWorld Games等で正式競技となっているダンススポーツ、サルサは、

日本オリンピック委員会等から国際大会に日本代表として派遣され成績を上げており、現行法は選手の育成、練習、競技会運営に支障のある規制で大きな問題。

ダンスを性悪説で捉えて風営法による許可を必要としているため、裁量行政判断が曖昧で二転三転することもあり、事業者側にとって大きなリスクが存在。

4号教師資格は資格発行団体の要件の問題があり、新しくできたダンスを有償で教えられないなど、様々な種類のダンスに対応できない制度。

ダンスは言語を超えた交流、国際親善にもなり、ダンス飲食店が通常の飲食店と同様に営業できるようにすべき。飲食の売上がないとダンスを普及させられない状況。

3号営業の少年の立入りについて、夜10時以降禁止ということは賛成だが、社交ダンス等に関しては、年少者の立ち入りについて、昼間の保護者同伴という条件は削除を要望。

立地規制については、学校、病院の隣であっても営業可能とすべき。66平米以上という規制は理由がわからず、これより狭いところでも健全に営業されており、家賃の高い繁華街で小さめの店でやっていくため、飲食店でも踊れるよう緩和すべき。

【公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（(有)サルサホットラインジャパン）】

4号のダンス教師資格発行団体になるためには、全国規模団体であることなど要件が厳しく、新規参入する側からみると非常に障壁が高い。

3号営業も許可要件が厳しく、無許可営業をせざるを得ない状況。グレーゾーンにあるため、問題があった場合に警察への通報がしづらい状況。3号許可も要件を緩和すべき。

【一般社団法人日本舞踏教師協会】

4号規制が撤廃となった場合、誰でもダンス教室を開業したり指導したりすることができてしまい、社交ダンス団体がなくなる可能性があり、公安委員会の規制から外れても、現在の資格認定制度が他の省庁で存続することを希望。

3号営業については、若者が好むダンスクラブにおける未成年者の飲酒、喫煙、深夜の外出等教育上弊害となることが多くなると思料。

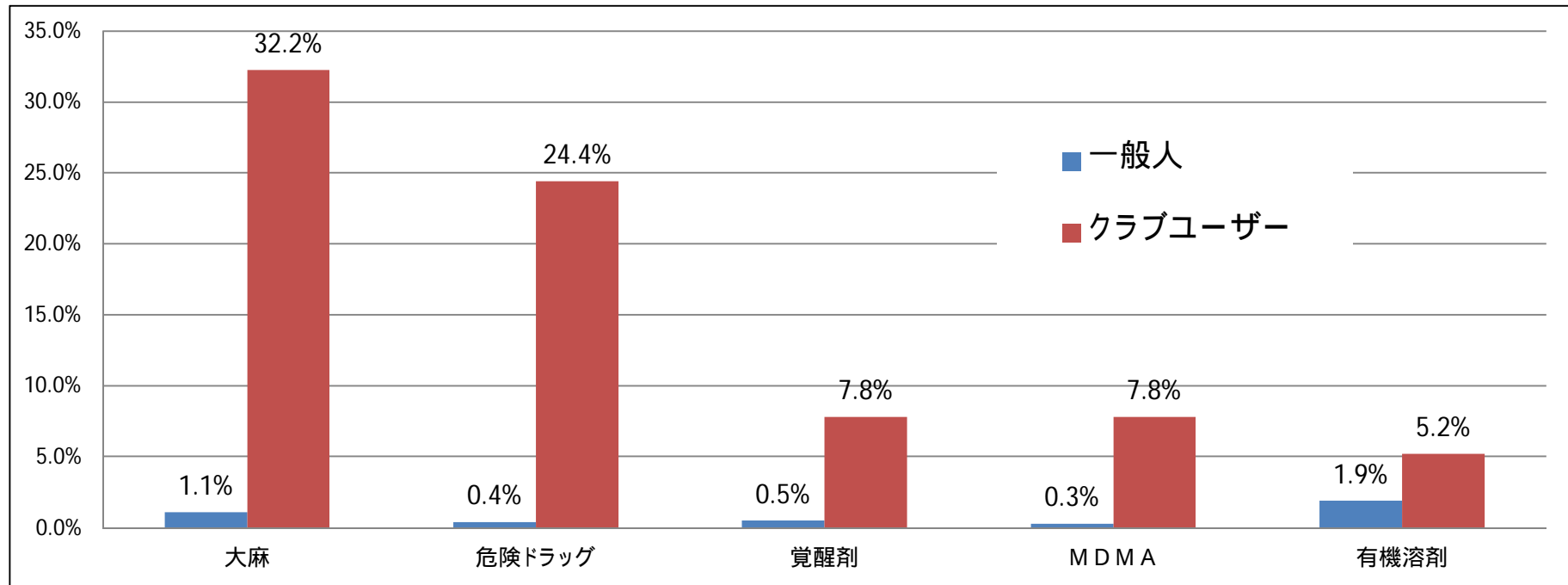
【一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟】

風営法の規定で時代にそぐわないのは、ダンスに関するあらゆる営業を風俗営業と位置付け、一律に規制している点。

営業として客がダンスを踊れるようにしているなら規制の対象とする、そんな時代遅れの風営法は抜本的に見直すべき。

ダンスが健全な文化として社会に受け入れられるには、暴力や薬物取引を排除し、営業の適正化を図る努力が必要。

薬物使用の生涯経験率 (平成25年度調査結果)



一般人
(有効回答: 2926人)

	人数	割合 (%)
大麻	30	1.1%
危険ドラッグ	12	0.4%
覚醒剤	14	0.5%
MDMA	6	0.3%
有機溶剤	54	1.9%

クラブユーザー
(有効回答: 307人)

	人数	割合 (%)
大麻	99	32.2%
危険ドラッグ	75	24.4%
覚醒剤	24	7.8%
MDMA	24	7.8%
有機溶剤	16	5.2%

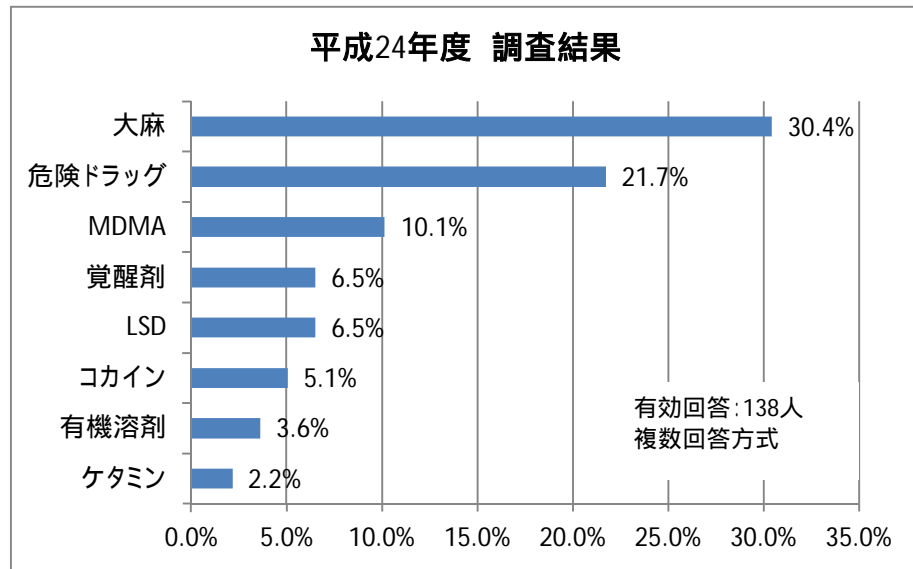
割合は性別・年齢層について調査地区ごとに実際の人口比を元に調査結果を補正した補正值を使用[下記 の表129]

出典: 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが作成した下記の報告書を加工して作成

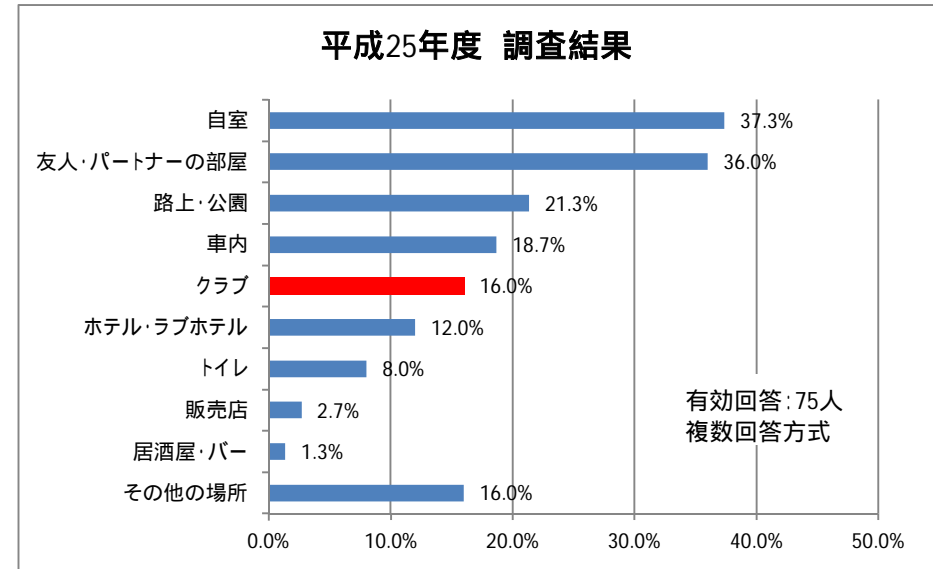
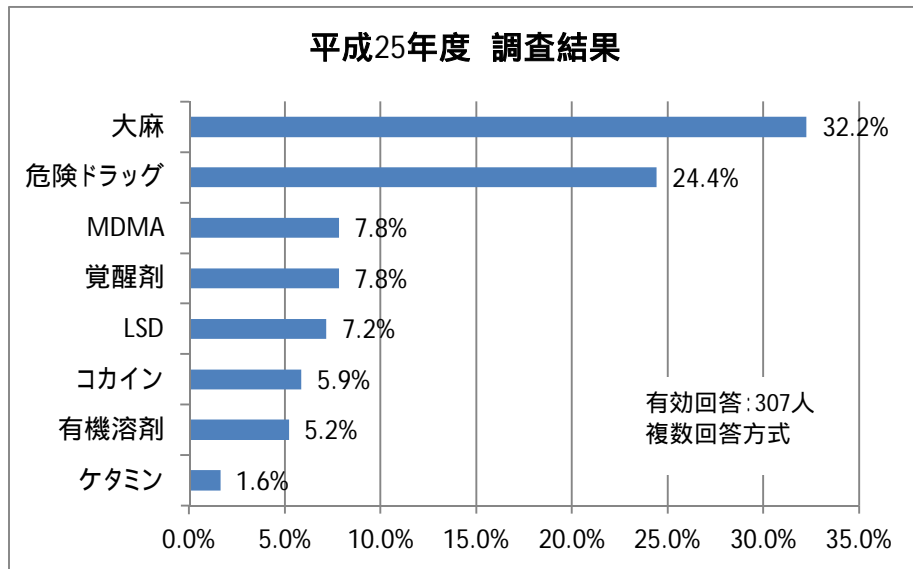
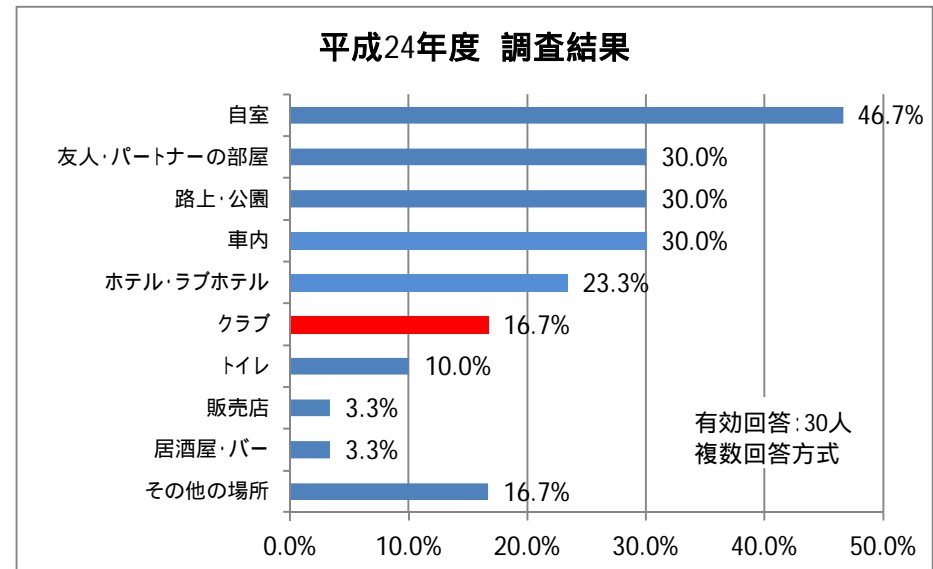
飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査(2013年) (www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/drug-top/data/researchJDU2013.pdf)

クラブイベント来場者における違法ドラッグの乱用実態把握に関する研究(2013) (www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/drug-top/data/researchSHIMANE2013_2.pdf)

クラブイベント来場者の薬物使用履歴



危険ドラッグ経験者の使用場所



出典: 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが作成した下記の報告書を加工して作成

クラブイベント来場者における違法ドラッグの乱用実態把握に関する研究 (www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/drug-top/data/researchSHIMANE2012_2.pdf)

クラブイベント来場者における違法ドラッグの乱用実態把握に関する研究 (2013) (www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/drug-top/data/researchSHIMANE2013_2.pdf)